

広告

中日教えてナビでは
様々なジャンルの専門家が
皆さんの相談にお答えします。

河合 祐介

(株)山口屋仏壇店

岐阜県大垣市

高橋 美紗代

長森薬局・長森鍼灸院

岐阜県岐阜市

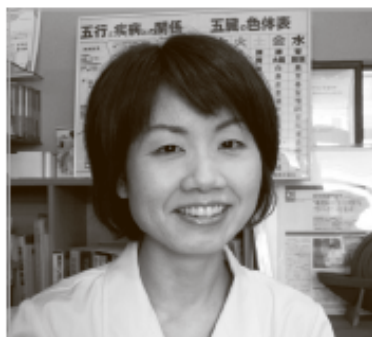
土田 貴彦

TKD(テコンドー)
アカデミー

岐阜県岐阜市



仏壇の専門家



医療・健康の専門家



スクール・趣味の専門家



その道の専門家にきく 中日 教えてナビ

中日教えてナビ

検索



お問い合わせ・運営
株式会社中日アド企画 中日教えてナビ運営事務局
TEL.052-239-1226
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-5-2 中日新聞社北館5F

東海エリアの専門家を紹介するWebサービスです。あなたの悩みや疑問を相談したり、専門家を探すことができます。

紙面出張 Q&A

マネー・保険の専門家



生保・損保のプロフェッショナル

オフィス養老
野村 卓司
岐阜県養老郡養老町



火災保険の継続
または解約

最近ある保険会社から、継続手続きの書類が来たので証書を調べていたところ、この会社には火災と自然災害の保険に契約していましたが、ところが他社に火災保険のみ契約した証書が出てきました。万一の場合2社から保険金が支払われるのでしょうか？



火災保険の継続
または解約に
ついて

保険金額の設定の仕方などにもよりますが、基本的に損害額以上の保険金が二重に支払われることはありません。もし、2証券共に評価額に対して満額加入しているというのなら、い

ずれかは解約しても良いということになります。

ただ、現在の情報だけでは断定できませんが、例えば建物に火災保険の契約手順としては、①建物の新価(再調達価額)基準による評価をする。(所在地、延床面積、木造か鉄骨か等)②評価に基づいて、設定する保険金額を決める。③定補償タイプを決める(選択タイプによって補償範囲が違います)④地震保険を付けるかどうか(火災保険金額の30~50%で設定します)⑤特約などを付けるかどうか(例えば、個人賠償責任、類焼損害補償など)以上を踏まえて手続きをされたのであれば、問題はないと思いますが、保険のプロにご相談いただほうがよいと思います。